

様式第 5 号(第 9 条関係)

発第 号  
年 月 日

様

大洗町長

### 大洗町空き家解体補助金交付 決定・却下 通知書

年 月 日付け交付申請のあった大洗町空き家解体補助金について審査した結果、下記のとおり 決定・却下 したので、大洗町空き家解体・利活用事業補助金交付要綱第 9 条により通知します。

#### 記

1. 補助金の予定額 円
2. 交付の条件
  - (1) 空き家解体工事は、年 月 日までに完了してください。
  - (2) 交付決定後、解体工事の内容変更又は中止しようとする場合は、速やかに大洗町空き家解体工事内容変更・中止届出書(様式第 7 号)を提出してください。
  - (3) 補助対象の解体工事が完了した場合は、速やかに大洗町解体工事完了報告書(様式第 9 号)に関係書類を添えて提出してください。
  - (4) 補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保することはできません。
  - (5) 次に掲げる場合においては、補助金の交付決定を取り消します。
    - ア 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
    - イ この要綱の規定に違反したとき。
    - ウ 正当な理由がなく、補助対象工事等を著しく遅延し、又は中止したとき。
    - エ その他町長が不相当と認めたとき。
3. 不交付の理由